

# 各役職免除期間について

## 役員（五役）及び市PTA協議員

会長、副会長、書記、会計、市PTA協議員経験者は、すべての役職に対して永年免除される。  
但し、再任は妨げない。

## 実行委員・学年委員長（R5まで）・幼稚園委員長

実行委員経験者は、任期終了後、実行委員選出に関しては永年免除される。  
役員及び市PTA協議員選出に関しては任期終了後1年間免除される。  
学級委員選出に関しては、任期終了後4年間免除される。  
但し、再任は妨げない。

## 学級委員

学級代表を含む学級委員経験者は、学級委員選出に関して、任期終了後4年間免除される。  
但し、再任は妨げない。  
次年度、桜台中学校での実行委員予定者は、兼務となることを避けるため、1年間免除。

## 幼稚園委員

副委員長を含む幼稚園委員経験者は、学級委員選出に関しては、任期終了後4年間免除される。  
但し、再任は妨げない。  
役員及び市PTA協議員、各地区の実行委員選出に関しては免除期間なし。

【例】下の表は2024年度、上記の各役職をした場合の例です。

(参考)

2024年度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
G 役員（五役）	全役職	免除	免除	免除	免除	免除	免除
G 市PTA協議員	全役職	免除	免除	免除	免除	免除	免除
J 実行委員 J 幼稚園代表	役員（五役） 市PTA協議員	免除					
	実行委員	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	学級委員	免除	免除	免除	免除		
J 2023年度までの 学年代表	実行委員	免除	免除	免除	免除	免除	免除
Y 学級委員 Y 幼稚園委員	役員（五役） 市PTA協議員						
	実行委員						
	学級委員	免除	免除	免除	免除		